

所得税確定申告の相談会場のご案内

市・府民税などの申告や相談と併せて、所得税の確定申告についての相談、受け付けを実施します。所得税の還付が発生する「給与所得」「雑所得(公的年金等)」などの申告が対象です。「青色申告」「土地建物や株式等の譲渡所得」「配当所得」などの申告相談は行いませんので、園部税務署へご相談ください。なお、平成28年分の確定申告から個人番号の記載が必要ですので、個人番号カードまたは通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

●期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く

●時間 午前9時～午後4時30分

※正午～午後1時を除く。最終日は午後3時30分まで。混雑の状況により、4時30分より早く受け付けを終了する場合があります。

●場所 ・園部：市役所本庁1号庁舎3階防災会議室 ・八木：市役所八木支所1階市民ルーム
・日吉：市役所日吉支所2階申告会場 ・美山：美山文化ホール2階第1会議室

<市・府民税の申告について>

毎年、1月1日に南丹市内にお住まいの方は、その年の3月15日までに、前年中の所得を市に申告していただく必要があります。申告を行わないと、所得証明書などの発行や所得判定が必要な行政サービスが受けられないことがあります。

所得税の確定申告をされた方や、給与所得のみで勤務先から市に給与支払報告が提出されている方、年金・恩給などの公的年金所得のみなどの方は不要です。(障害年金や遺族年金などの非課税年金のみの収入の方は、申告が必要な場合があります)

また、公的年金受給者の方で、次のアとイの両方に該当する方は、所得税の確定申告をされない場合でも、市・府民税の申告により、住民税において生命保険料控除・医療費控除・その他の控除を受けることができます。

ア. 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

イ. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

☎税務課 ☎(0771)68-0004

☎各支所地域推進課 ☎八木(0771)68-0020 日吉(0771)68-0030 美山(0771)68-0040

税務署からのお知らせ

<園部税務署申告会場のご案内>

園部税務署の申告会場は、2月16日(木)から開設します。

※申告会場では、午後4時まで申告相談の受け付けをしていますが、状況により早く終了することがあります。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、自宅のパソコンなどから申告書を作成されることをお勧めします。

※申告書作成などの不明な点は、電話でもお問い合わせいただけます。

<税理士による地区相談会のご案内>【無料】

税理士による確定申告書の書き方などの相談を行います。

●日程など

日程	時間	場所
2月21日(火)、22日(水)、24日(金)	【開設時間】 午前9時30分～正午、午後1時～4時	ギャラリーかめおか1階コンベンションホール
2月27日(月)、28日(火)	【相談受付時間】 午前9時30分～11時、午後1時～5時	亀岡市役所1階市民ホール

※各会場とも、土地、建物、株式などを売却された所得や山林所得、贈与税や相続税に関する相談は行っていません。これらに関する相談は税務署へお越しください。

☎園部税務署 ☎(0771)62-0340